

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修 Q&A

Q1 サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）の資格が取りたいのですが、「相談支援従事者初任者研修」も受ける必要がありますか？

⇒サービス管理責任者になるためには、二つの研修を受講する必要があります。参考資料 1-1 をご確認ください。

「相談支援従事者初任者研修（講義部分）【2日間課程】」と、「サービス管理責任者研修（児童発達支援管理責任者研修）」です。

Q2 「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修」を受けるためには、サービス管理責任者（児童発達管理責任者）の実務経験年数を満たしている必要がありますか？

⇒研修の申込み及び受講には実務経験を満たしている必要はありません。

しかし、実際に配置される時には実務経験を満たしている必要があります。また、受講申込の人数が多い場合は、実務経験の年数が選定の基準になる場合があります。

Q3 数年前にサービス管理責任者・介護分野を受講しました。今年度は就労分野を受ける予定ですが、全日程（3日間）を受講する必要がありますか？

⇒過去にサービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修を受けた事がある場合は、1日目の共通講義は免除されますので、2～3日目のみ（2日間）を受講して下さい。免除を希望されない場合は、全日程を受講されてもかまいません。

Q4 サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）になりたいのですが、自分の実務経験がはっきりわかりません。どのように調べますか？

⇒申込みの添付資料にある「サービス管理責任者の実務経験（参考資料 2）」を確認し、ご自分の実務経験がどれに該当するかご確認ください。その上で、不明・疑問等があれば、沖縄県障害福祉課(866-2190)の事業指導支援班各サービス担当までお問い合わせ下さい。

※児童発達支援管理責任者になりたい方は、「児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験（参考資料 3）」を御確認ください。

Q5 事業所指定番号は居宅支援事業所の番号でいいですか？

⇒居宅支援事業所の番号は不可です。推薦の出来る事業所は、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置が必要な障がい者サービスの事業所です。

Q6 来年の4月に事業所を立上げ予定です。事業所推薦をすることは可能ですか？

⇒立上げ予定の事業所から推薦を行ってください。事業所名は仮名称でかまいませんが、必ず連絡のつながるメールアドレス、電話番号、住所をご記入ください。事業所番号がまだない場合は、「本申請中」「事前協議中」「これから申請を検討」のどちらかに☑してください。

Q7 個人での申し込みは可能ですか？

⇒事業所推薦が原則です。

しかし、事業所推薦がうけられない事情がある場合は個人での申し込みも可能です。「事業所推薦なし」より申し込んでください。

Q8 以前、「相談支援従事者初任者研修(5日課程)」を受けています。今年度は、サービス管理責任者の資格を取りたいと思っています。「相談支援従事者初任者研修(2日課程)」を受講する必要がありますか？

⇒不要です。

Q9 電子申請を行いました、「申込受理完了メール」が届きません。再度、申込みをおこなった方がいいですか？

⇒二重に申し込みを行うと、申込みのデータが正しく処理できず、受講不可になる場合があります。「申込受理完了メール」が届かない場合は、迷惑メールのフォルダーに「申込受理完了メール」が届いていることがあります。迷惑メールのフォルダーにも届いていない場合は事務局へ電話でお問い合わせください。送信メールを何度も押すと、二重申込みになる場合がありますのでご注意ください。

Q10 電子申請のためのパソコンやスマホがありません。どのように申請すればいいですか？

⇒事務局へ電話(098-943-4249)にご連絡、ご相談ください。

駐車場等の都合がありますので、連絡なしでの事務所訪問はお控えください。また、メールでの問い合わせはお受けしていません。

Q11 まだ「相談支援従事者初任者研修(2日課程)」を受けていません。「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修」を受講することは可能ですか？

⇒可能です。どちらを先にうけてもかまいません。

Q12 私の事業所では多機能型のため、受講生を二人推薦していいですか？

⇒一つの事業所からは推薦は原則一人までです。複数の方を推薦する必要がある場合は、

事務局へ電話（098-943-4249）にご連絡、ご相談ください。一つの事業所から複数の方を推薦した場合は、受講が不可になる場合があります。ご注意ください。

Q13 「直接支援業務」の経験年数が4年です。社会福祉主事任用資格も持っているのですが、「有資格A」4年にも該当します。どちらに記入した方がいいですか？

⇒直接支援業務（必要実務経験年数10年以上）を満たすにはあと6年必要です。有資格A（必要実務経験年数5年以上）を満たすまでにはあと1年必要です。満たすまでの期間が短い方の「有資格A」にご記入下さい。

Q14 就労支援の事業所です。就労分野のサービス管理責任者を配置しています。当事業所に勤めるAさんは、以前から児童の分野に興味があり児童発達支援管理責任者の分野を受けたいとのこと。既に、当事業所には就労分野のサービス管理責任者研修を受けている者が2人いるので、Aさんを児童発達支援管理責任者の分野に推薦してもいいでしょうか？

⇒就労の事業所から児童発達支援管理者に推薦はできません。もし、貴事業所で児童発達支援管理者の配置が必要な事業所を立ち上げるとご予定があるのであれば、新しく立ち上げる事業所から推薦を行ってください。

Q15 申込みは先着順ですか？

⇒申込み期間中は、お申し込みをお受けします。申込の速さは選定の条件ではありません。申込の開始時期や終了時期にはお申し込みが混雑し、申請システムの不具合の原因となります。お気を付けください。